

〔改正事項〕

- 一、公傷病は保険法と區別して工場法に依る事
- 一、私病保険期間の百八十日を撤廢する事
- 一、保険料は資本家、政府の全額負擔とすべき事
- 一、解雇後も一定期間何等の手續を要せず被保険者たり得尙一般失業期間も醫療を受ける權利を認めらる事

- 一、諸種の手續金錢授受を簡單とする事
- 一、或る工場に於ては保險證を會社が保管し一般市井の醫師に行く事を拒否せる處あるがかりる違法を嚴重に罰する事
- 一、政府、資本家の補助金負擔金を増して醫師の診療を親切ならしめる事

14、**労働立法獲得、要法撤廢運動に関する件**

關東合同労働組合提出説明

日本労働組合同盟、昭和三年度大會の決議により

労働法制委員會は常置された。

同委員會は本年三月より労働立法制定獲得請願書署名運動を起し日本大衆黨河上代議士を通じて之を第五十六帝國議會に提出した。労働組合法の制定は日本の労働運動の發展上刻下の急務である。其他左の労働立法は、彼の彈正なる治安維持法を始めとする最悪なる各惡法の撤廢と併せて、獲得すべきことを、現下の社會情勢より見て必要なりとするものである。

〔獲得すべき労働立法の部〕

- 一、以下各労働立法を即時制定すべし
- 一、被保険者の範圍を擴張し、一切の被傭者に及ぼすこと。
- 二、給付の範圍を擴張し戸主の死亡の際に於ける労働能力なき遺族の扶助料をも加へ醫療給付は被保險者の家族に及ぼすこと。
- 三、公傷病私病の區別なく、保険料の金額は事業主の負擔とす
- 四、醫療制度の不備を改めて費用は國家及び事業主の負擔とす

の負擔とす。

- 五、醫療制度改善の爲には、政府と日本醫師會と總括的契約を止め、專屬保險醫制を探ること
- 六、解雇、退職後も、一定期間は何等の手續を要せずして被保險者たる地位を保ち、尙一般失業期間も醫療を受ける權利を認めらるること
- 七、保險組合の理事長は労働者代表の理事からも選出し得ることに改めること
- 八、諸種の手續き券に金錢受取り手續きを簡易にすること
- 九、保險給付の百八十日の限度を撤廢すること

労働組合法要綱

- 一、労働組合員の範圍を制限せざること
- 二、労働組合の目的を制限せざること
- 三、労働組合の組織に産業別職業別企業別等の制限を加へざるは勿論、労働組合の聯合團體を法認すること
- 四、労働組合の法人格の取得を自由にするること
- 五、罷業權確立の條項を設くること

六、『雇傭者は労働組合の組合員たる故を以て労働者解雇し又は雇傭の申込を拒絶することを得ず』との條項を明記しこれに罰則を附すること

- 七、労働争議に依りて生じたる、損害に付いては、労働組合及其役員並に組合員は賠償の責任を負はざること
 - 八、労働協約權を承認すること
 - 九、労働組合の行動に關する官廳の監督を最少限度に止め解散命令の如き斷じて許すべからざること
 - 一〇、労働組合員が組合員扶助の目的を以つてなす販賣組合又は生産組合に對して産業組合法を適用せざること
 - 一一、労働組合に對して、所得税、營業税、登録税等を課せざること
- 以上の外最低賃銀法の即時制定、失業保險法の即時制定、屋外労働者災害扶助法の即時實施、母性保護法の制定、鑛業法の改正、海員法の改正、工場法改正、傷害保險法の制定、